



日本の衆議院における 女性代表

—小選挙区比例代表並立制下の
「暫定的」措置と機会の拡大—

スティーブル若希

I. はじめに

世界的に見て、女性は、国家の民主的な機構において過少代表であり続けている。2011年現在の世界の議会（二院制の場合は下院）における女性議員比率はわずか19.4%であり、全体の5分の1にとどまっている。より具体的に問題を挙げると、一つの社会集団（Young 1994:3）—この場合には、民族文化や経済において支配的階層である男性—による政治権力の覇権主義的な支配が、深刻な課題を提起している。それは、現代民主主義理論では、政治的共同体を構成する利益や観点、社会集団のすべてにとっての平等と自己統治（self-government）¹の権利という倫理的な推定の観点からいえることである。本質主義に対するフェミニズムからの批判論は、女性だけがフェミニスト的な視点を代表するとか、形式的に平等な女性の代表が、女性にとって実質的な平等の享受をもたらすと想定することの問題性を指摘してきた。それでもなお、家庭や議会での女性の自己統治の権利を守るどころか、男性による政治的な保護のもとに女性を位置づけるような過去の差別的な法律（家族法や公法）が今も与えている影響を否定あるいは無視することができないだろう。このように、自由や政治的平等と、民主主義的な自己統治の間の関連性は、さらなる研究を必要としている。当然のことながら、フェミニスト政治理論・法律理論は、近代民主主義社会²において、女性の包摂や平等を向上させる方法を探求すべく、シティズンシップの交差（intersections）、参加や代表、選挙制度の民主主義理論、そして制度設計について一層徹底的に調査してきた。

日本における女性の代表の問題は、日本の急速な経

済成長や戦後の選挙制度の変化、また、性別役割や女性に固有の領域に関して、しばしば矛盾するような公的・私的価値の展開や人口統計上の有意な変化をもたらす大規模な社会変動を踏まえた、興味深い研究領域となっている。本論文では次の3点において、これらの研究に貢献する。第一に、女性の代表に関して日本の専門家が行ってきた研究を、女性と政治、あるいは選挙制度設計に関するイギリス、ヨーロッパ、北米や北欧など、幅広い専門家によって英語で出版されてきた、主要な政治学／政治哲学文献の見識との対話の中に位置づけることを狙う。第二に、現代の女性政治家が持つ選挙上の競争力や知識を記録する手段として、日本の女性衆議院議員に関する視点や分析を述べたい。第三に、他と同じく、日本において「女性の選挙機会」を構成する変動的要素、つまり、心理学的、社会的、文化的、法的、制度的、そして地政学的な要素間のダイナミックな相互作用について、より全体的な評価に向けた方向を指すことで、日本の小選挙区比例代表並立（混合）制（以下、並立制）³の下で競争する彼女たちの実践的な見識が、「女性の代表に対する障壁」に焦点を当て、そして、おそらくそれによって補強するような学問的な対話を、豊かにすることができれば、と考える。

以下では、第一に、衆議院議員としての自己統治への女性の積極的な参加に関する日本の実績を、国際的文脈の中に位置づける。そうすることで、経済発展や自由選挙の秩序が、必ずしも女性の市民／在住者のための公正で平等な代表において生じるとは限らないという現実を立証するような研究に貢献することを目指す。次に、国政の公選職へのアクセスに対する日本の女性特有の障壁に関して、この研究が提示する内容を概説する。第三に、第164回通常国会（2006年）に

選出された女性の衆議院議員に、現行の並立制のもとでの、彼女たちの選挙機会に関する経験について、聞き取り調査を行った結果を示す。最後に、日本における女性の代表の状況から何が学べるかについて、一般的知見を示しながら結論づけ、日本が近代民主的な自治に必須の指標に関して、その実績を改善しようような女性の選挙機会〔立候補等〕をどう増大させていけばよいのか、その戦略を提起することとしたい。

II. 国際的観点からみた日本

社会的傾向を示す重要な指標である国連の人間開発報告 (Human Development Report) は、同様の経済的・政治的民主主義的發展に関する諸国の実績について、重要なデータを提供している。2010年における日本の人間開発指数 (Human Development Index : HDI) は0.884で11番目であり、上位15か国の中に位置している。すべての国におけるジェンダー間の不均衡をとらえたスコアであるグローバル・ジェンダー・ギャップ (Global Gender Gap Index : GGI)⁴では、日本は132か国中94位である。言い換えれば、人間の発展一般においては11位であるにもかかわらず、少なくとも93か国は、その日本社会に関して言われるほど重大なジェンダー間不均衡を示してはいなかったのである。その上、2010年の日本のGGIスコアは、2006年以降、ジェンダー・ギャップが大きくなっていくことを示しているのである⁵。

列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union : IPU)⁶のような国際的な組織が、国政への女性の進出に関して国ごとの実績を評定してきている。同様に、インターナショナルIDEAは、ストックホルム大学と連携し

て、選挙制度の設計や、それが女性の議員選出に与える影響、またジェンダー・バランスのとれた議会を促進すべく100か国以上が用いている様々な制度的メカニズム (憲法上のもの、法律上のもの、自発的に政党内で設けられたもの) に関する豊かな情報を蓄積することにおいて、主導的位置を占めてきた⁷。実際、Pippa Norrisによる比較研究は、ジェンダー・バランスのとれた政府において、時が経てば強い経済発展が自然に生じるという神話の正体を明るみに出す一助となっている⁸。むしろ、反対の傾向、すなわち地政学的な文脈における経済的支配が、意思決定の権力の範囲外にいる女性 (や他の政治的に排除された人々 political outsiders) に対する監視を増大させることに寄与することが推測されるかもしれない。2010年における日本のGGIスコアに反映されたジェンダー間不均衡に何度も見られるように、他のG8の国々の中でも日本の実績は低く、解決しがたい問題である (表1参照)。

女性の代表という点から見れば、絶対多数制や相対多数制の類に比べると、比例制の方が好ましいと言われるが、女性は比例代表制であれ、混合制であれ、多数代表制〔小選挙区制〕であれ、どの選挙制度においてもはるかに過少代表であり続けている。しかしながら、政党・法律 (立法)・憲法レベルでの効果的な積極的措置 [ポジティブ・アクション] をとっている国々の高順位は、全大陸における一つの重要な傾向を示している (表2参照)。ジェンダー・バランスのとれたガバナンスを促進すべく設計された選挙制度の正の効果に関する広範囲にわたる比較研究や事例研究が、加えて、とりわけいかに効果的な積極的措置が男女間での権力の分有を確かなものにするかを実証する豊かな文献が、多くを物語っている (International IDEA

表1 G8諸国の議会における女性の割合 (一院制もしくは下院)

国名	選挙制度	積極的措置	女性%	順位
ドイツ	小選挙区比例代表併用制	政党ごと	32.8%	18
カナダ	小選挙区制	政党レベル	22.1%	51
イギリス	小選挙区制	政党レベル	22.0%	52
イタリア	比例代表制	政党レベル	21.3%	54
フランス	二回投票制	憲法・法律・政党レベル	18.9%	62
アメリカ	小選挙区制	なし	16.8%	71
ロシア連邦	小選挙区比例代表並立制	なし	14.0%	83
日本	小選挙区比例代表並立制	なし	11.3%	95*

出典：列国議会同盟 (2010年12月31日現在) と女性のクォータに関する国際的データベース

* IPUのデータでは、順位は同率の国を一つに数えているが、同率の国数も含めれば、日本は120位になる。

表2 IPUによる国会における女性議員比率のランキング

国名	選挙制度	積極的措置（国政）	女性%	順位
ルワンダ	比例代表制	憲法・法律レベル	56.3%	1
スウェーデン	比例代表制	政党レベル	45.0%	2
南アフリカ	比例代表制	政党レベル	44.5%	3
キューバ	二回投票制	なし	43.2%	4
アイスランド	比例代表制	政党レベル	42.9%	5
オランダ	比例代表制	政党レベル	40.7%	6
フィンランド	比例代表制	なし	40.0%	7
ノルウェー	比例代表制	政党レベル	39.6%	5
ベルギー	比例代表制	憲法・法律・政党レベル	39.3%	9
モザンビーク	比例代表制	政党レベル	39.2%	10
アンゴラ	比例代表制	法律レベル	38.6%	11
コスタリカ	比例代表制	法律レベル	38.6%	11
アルゼンチン	比例代表制	憲法・法律・政党レベル	38.5%	12
デンマーク	比例代表制	政党レベル	38.0%	13
スペイン	比例代表制	法律・政党レベル	36.6%	14
アンドラ	並立制	データなし	35.7%	15

出典：列国議会同盟（2010年10月30日現在）と女性のクォータに関する国際的データベース

2002、2003、2004、2005を参照）。

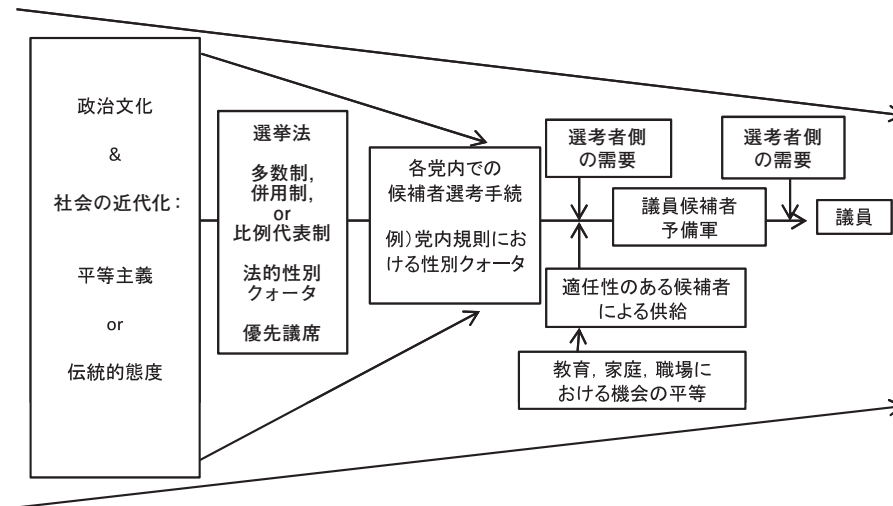
大衆（およびエリート）の信念に反して、2011年の時点で、政治機構内の議席を支配する男性の制度的な過大代表／独占に、いかに最適に対抗するかについて、信頼できる国際的なデータや公共政策上の解決法に欠陥はない。諸文献は、次第に、世界中の（圧倒的に男性的な）政治的アリーナにおける主要な欠陥は、女性生来の自己統治の権利を支援する政治的意思が欠けていることである、という事実を指摘しつつある。以下の節では、日本における女性の参加と政治的代表を取り巻く歴史と現代の実情をより詳しく見ていくこととする。

Ⅲ. 日本の選挙政治における女性議員にとっての障壁と機会

ある人が、議会の権能へのアクセスを得る際には、4段階の手続きあるいはハードルがある。すなわち、候補者としての適格性（eligibility）、政党からの募集（recruitment）、選考（selection）、そして選挙（election）である⁹。候補者選定の「漏斗型モデル（図1参照）

を用いたNorrisによれば、意欲的な国会議員は、国家全体の政治文化や社会が現代化する道筋に関する価値、および、選挙法やゲームのルールを通知するような特定の措置の有無といった制度的な歴史や議会構造をはじめとする、各段階の一連の要因によって影響を受ける。同様に、候補者選考は、内部規定や各政党のエリートが持つイデオロギー上の方向性に影響されるであろうし、候補者を供給することで、各党は順位を上げていくことができる。最終的に、各政党に選ばれた候補者の予備軍は、政党綱領や党の指導者、多様な要請、候補者自身の輝き、地方の、あるいは喫緊の国家的争点に関する幅広い要因により、有権者によって評価される。これらすべての変数が、その国の歴史の文脈の中で、様々なグループの間にある過去および現在の社会的、経済的、政治的権力における差異という観点から、競合する個々人本人特有の社会における立ち位置に影響されるものとして理解されなければならない。ゲームのルールを決定する議会構造は、選挙あるいは政党システムの制度化の枠組みを提供するけれども、個々の変数は、相互に構成的なものとして、そして、その集団の社会的、文化的、経済的、政治的、あるいは法的状況とのダイナミックな相互作用におけ

図1 候補者選考過程の漏斗型モデル (Funnel Model)



出典：Norris (2004: 183) より訳者作成。

る一連の進化していく実践として理解されるべきである。

1. 選挙における被選挙資格

シティズンシップの一般的な理解は、あらゆる社会の歴史的物語に由来する。2011年において、日本の女性にとっての政治的所属をめぐる「女性史」は、近代化と民主化の過去100年余りの文脈の中に位置づけられるに違いない。明治維新の直後、女性の政治的主体性にとって重要な年は1900年であり、特に治安警察法（第5条）によって、女性や未成年者による政治結社への加入や、集会や政治的演説への出席が明確に禁じられた時である¹⁰。1912年、明治天皇が亡くなって、デモクラシーが進展する時代が到来し、大正時代には普通選挙権が実現した。1920年には、新婦人協会が設立され、家父長的な家制度への批判や、女性の政治参加を合法化するよう請願するといった活動が盛んに展開された。1925年、「普通」選挙権がもたらした男性に対してのみ与えられたことに対応して、婦選獲得同盟が、次のような宣言とともに結成される。

「而してこゝに国民半数の婦人は廿五歳以下の男子及『貧困に依り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受くる』小数の男子と共に政治圏外に取残された。我等女性は最早我等が一個の人間として、一個の国民として、国家の政治に参加することの如何に当然にして必要なかの事由に就いては語るまい。（此上はたゞ内、普選獲得の歴史に倣ひ、外、婦選獲得の実績に鑑み、一致団結の力によつてその実現を一日も早からしむるよう努めねばならぬ。）されば多くの婦人がその感情

や宗教、思想の別を措いて、唯女性の名によつて協力するとともに、目的を参政権獲得の唯一に限り、凡ての力をこゝに集注すべきである。」¹¹。

1931年までには、政府が地方レベルで女性に参政権を付与する寸前まで至ったのだが、軍部が推進する拡張主義や、その後の第二次世界大戦への全面参戦により、女性の政治的前進はじりじりと中断に追い込まれた。真珠湾攻撃の後、1942年には、政府はすべての婦人会を大日本婦人会の下に統合し、参政権のためにさらなる動員をかける女性の力を失速させた¹²。実際、正式な女性の政治的解放は、第二次世界大戦後、1945年10月4日に発令された「自由に関する指令 (Freedom Order)」に従って、ようやく端緒をついた。その後間もなく、女性の参政権は幣原内閣によって承認され、1945年12月17日、衆議院議員選挙法において正式に確認された¹³。

参政権や、被選挙権の要件は、現代の日本においては男性も女性も同じである。とはいえ、構造的に女性を政治的空間から排除してきた遺産を軽視することはできない。それは、女性もまた、国の施政に参加する権利を持つかどうかに関する現在の文化的態度に影響する要因なのである。実際、日本の女性が、選挙政治の中で、有権者や候補者として参加する法的権利を正式に得てから、まだわずか66年しか経っていない。大衆の参加というレベルでは、有権者としての女性の参加は、一方の男性の参加の度合に匹敵し、上回りさえするレベルに達している。10年以上前の2000年衆議院議員選挙では、小選挙区における投票率は男性が62.02%、女性が62.94%であった¹⁴。しかしながら、エリートのレベルでは、選挙候補者や選出される議員としての女性の参加の状況は、社会を主導したり統治

したりする女性の権利が、実践においては実現していないままであることを示している。女性議員比率は、戦後、多いときでも2%にとどまっておき、10%の水準を上回るようになってきたのは最近のことである。

要するに、2011年の国会における女性の存在の少なさに関して、候補者としての適格性認定の影響を評価するとき、女性の政治的自治という民主的な権利を否定し、女性を政治的にも家庭内でも父や夫の監督下におくことが適切であると想定し続けてきた、歴史的で文化的な法律の伝統を認める必要がある。既婚女性が夫と別姓を名乗ることを認めようという法改正の動きに対する男性政治エリートの間で見られる昨今の抵抗は、政治的階層における女性への家父長的態度の強さを表しているのである¹⁵。

2. 自己推薦と募集

無所属で当選する見込みがどのくらいかにもよるが、政治的な職を希望するたいのいの人々は、政党による募集の過程を通ることを選ぶだろう。この過程における極めて重要な段階というのが、当然ながら、自薦、すなわち、政党システムの文脈で公選職に立候補するための関心と能力、資源、意欲を持ち得ている、という個人による決定である。自薦は、個人の希望と政治的野心、それから、友人や家族による励まし、専門的なネットワークからの支持、政党による実際の打診や要請といった外在的な要因の結果として、ダイナミックな過程を経て生じる。政治的なリクルートは、その過程が進行している間、将来の選挙に向けて候補者の予備軍を創造し、その世話や育成に寄与するのである。日本における政党の募集の過程は、議会制民主主義的な自治へ女性が参加するに際して、特有の課題をもたらす。公共圏から女性を排除するという伝統と、家庭内に女性固有の場所の境界を定めてしまう強い性別役割とは、不十分なロールモデルとして、また、政党にアピールするような経済的あるいは専門的資源が不十分であることから、潜在的な候補者として自らを推薦する女性が男性に比べて少なくなるという結果をもたらす。これらの資源には、経済力や、選挙運動を展開する人的資源、保育所を利用できることなどのほか、高等教育、見栄えのする専門的な実績、支持者との個人的なネットワーク、コミュニティの中での知名度の高さ、そして、選挙運動前や運動中では、草の根の支持をわずかながらも求めることに充てられる自由な時間と資金などが含まれるのである。

資源に関するジェンダー・ギャップは、女性の社会的、経済的、政治的な力において、無視しえない明らかな差異を受けて生じており、性別役割や、硬直した

経済的構造や家族構造の結果、女性の選択肢が減少し、それが社会化することによって、大抵は悪化している。性別役割による厳格な分業は、日本経済を根底的に支えているものと見ることができる。それは、女性の適切な「活躍」の場面に対する態度という観点から見れば、決して多くない4年制大学への女子の進学、出産の責任を負った労働への女性の参入の仕方（「M字カーブ」）、女性従業員に対する差別的な慣習を防ぐためであった男女雇用機会均等法の失敗ということになる¹⁶。Tanaka (1995)は、根強い伝統的・規範的な家族観を考えると、日本における女性の労働市場への進出が、社会において彼女たちの地位が真に改善されたことを意味するものではないという事実を強調している¹⁷。1997年になってようやく、男性の賃金に対する女性の賃金の割合が、平均して100対63までになったのだ—まだまだ低い値ではあるが¹⁸。

政党内での全国的な募集過程において、マクロレベルの傾向という観点から、Ogai (2001)は、成功した候補者の多くは、3つの背景のうちの1つを持っているという現実を明らかにした。地方議会あるいは県議会レベルで議員を務めたことがあるか、中央の高級官僚として地位を得ていたか、政治家の秘書として働いていたか、の3つである。4つ目として、従来から応募されてきた候補者を介する経路、すなわち家族内での継承を加えることもできるだろう。Ogaiはまた、「政治家一族」からの候補者が著しく高い割合を占めている（自民党理念の下で選出された議員の実に72.3%）ことも示している。女性が占める割合が、県議会あるいは市町村議会では4～10%、政府の要職ではたったの1%にすぎないことを考えると、有名な政治家の娘であることは、どうやら女性にとって、認められ、公選職に選ばれるためのもっとも有望なルートのようなものである¹⁹。日本では、家長の職業が（圧倒的に多くの場合）息子を通して次の世代に受け継がれるという伝統的な家族観で形作られた社会が続いている。2000年の解散前の国会では、4人に1人が二世や三世といった世襲議員であった²⁰。とは言うものの、出生率が下がり、一人っ子の世帯がますます増える見込みの中、家業や姓を受け継ぐことは、娘には期待されないものだとしても、田中元首相の娘や、最近では小淵元首相の娘の選挙に見られるように、最近では娘にも手の届くものになってきた。

3. 競争と候補者選考

候補者選考は、政党が、投票日に彼らのマニフェストを主張するのに最も適していると思われる人を正式に選ぶ指名の過程から構成される。政治的な競争のな

かに直接位置づけられ、選挙のゲーム特定のルールに影響されるため、候補者選考は、供給と、有権者側の特定候補者に対する需要についてのエリートの認識の両方の問題に関連している。日本の並立制における小選挙区制において、地方の政治的エリートは、候補者擁立のために、その人が相対多数の票を動かすのに必要な知名度を備えるであろうことを期待して、彼らにとってより好ましい候補者を選ぶことに責任がある。このことは、「勝てそうな候補者」の性質に関する地方のエリートの期待が、男性の知名度や経験とかなり一致することを考えると、監視者である地方のエリートら（gatekeepers）の基準によっては、実質的に女性候補の出馬をより魅力的でないものに行っている。Norris & Lovenduski（1989）は、政治的人間（homo politicus）のような人物像に対する選好を示す態度に関して、この制度的な差別の形態を確認している²¹。Black & Erickson（2000）もまた、補償モデル（compensation model）という概念を通して、この現象を検証している。そのモデルでは、女性は「政治的人間」の人物像からはずれることを「補償」しなくてはならないのである。とりわけ、自身が「勝ちそうな候補者」でありうることを地方のエリートに納得させるために、他の実際の資源でもって、自らの女性性を補う必要がある²²。日本では、このことがほぼ間違いなく、女性の国会にアクセスする際の最も重要な障壁をなしており、真剣に女性候補を採用しようという政党の意欲と直接関係している。政治家の二世や三世にあたる娘が持つ、既存のネットワークを動員する能力や、一家の名声、そして知名度は、ジェンダーにかかわらず、彼女らの立候補を政党の地方組織におけるエリートは受け入れさせる明確な「補償」の形態として理解されるかもしれない。

勝てそうな候補者の要素に関する期待に加えて、小選挙区での出馬が勝算のある場合は特に、公認候補の戦いにおける経費を埋め合わせるのに必要な経済的資源が、日本では大抵、多くの女性の手が届く範囲を超えている。結果として、政治的に有望な候補者が当選へと躍進をするために必要な、ある種の市民社会的つながりや支持構造という点で、個人的ネットワークが極めて重要となる。日本では、当選のためにはネットワークの有効な動員、すなわち後援会が不可欠である。戦後のほとんどの期間において用いられてきた中選挙区制では、自民党は各選挙区に2～3人の候補を立て、同一政党名の下でのそれぞれの選挙運動を成功させるために、候補者中心の個人的なネットワークを形成した。家族、同窓生、地域や近所の団体はもちろん、地方のみならず中央の官僚との仕事や職業上の関係を含め、強い後援会を動員する能力は、地方支出のための

資源へのアクセスが増えることにより、地域に利益をもたらすようなつながりがあることを示すという候補者の能力にとって重要である²³。実質的にも認識的にも、経済や行政のエリートレベルにおける女性の社会的、経済的、政治的影響に関する前述のギャップを考えると、日本の女性が300ある小選挙区において選挙競争のために後援会を組織することは、男性に比べてはるかに困難なのである。

選挙制度を管理するルールの他の副産物として、議員交代の周期と諸条件がある。日本の選挙法では、国会議員は任期について再選回数に制限がない。議席の獲得が有力視され、投票結果が単に形式的なものに過ぎないとみなされたなら、競争のレベルは選挙から政党内の公認を勝ち取ることへと焦点が移行する。もし、選挙と選挙の間に、勝つ見込みのある議席が欠員になった場合、選挙区における政党内の公認は同じように競争の中心になり、続いて、男性に比べて女性によるアクセスが少ない資源が重要な役割を果たすような、費用のかかる公認候補の戦いに移行する。日本で半世紀以上にわたった自民党支配では、衆議院議員間での交代の割合は低かった。さらに、90%以上の男性の自民党議員が現職にとどまり続けているという状況では、ほんのわずかの、非常に競争的な選挙区が、政治職に就きたいと願う女性に開かれているにすぎなかった。当然のことながら、見込みのある議席を女性候補に提供する断固たる努力がなければ、男性の現職議員はいつまでも日本における政治代表を独占し続けるだろう。

4. 選挙での勝利と政治代表

選挙とは、候補者らの出馬によって、または所属政党の政策的方向性を通して、国政レベルで、有権者の見解を代表するということと関連付けられた基準を最も満たしていると思われる人を投票で選ぶ手続きである。先にも述べたように、議会における女性の代表が弱いことは、議員の交代する割合が低いこと、女性との競合に対する民衆やエリートの態度、さらに、とりわけ選挙のゲームに関する実際のルールによって影響を受けている。

衆議院における女性の政治代表は、むしろ例外的な経路をたどってきた。SNTV（単記非移譲式投票）²⁴に分類される単記式の中選挙区制からの移行後、1946年に戦後最初の選挙が行われた。その時は54の選挙区（おおよそ後の県境に即した区割りであった）がある大選挙区制で、定数は2～14であった。おそらく、蔓延していた不安定な政治情勢、政治に参入する女性の権利に関する高次元での確約、候補者名簿にお

いて候補者の性別を特定するような敬称がないこと、および敗戦と現職の男性議員との関連のため、1946年の衆議院議員選挙に立候補した79人の女性候補のうち、39人が見事当選を果たした²⁵。

しかしながら、一時的な例外であった女性の参加は、その後の選挙では急激に落ち込んでいく。1947年の選挙法改正の影響を評価することは容易ではないが、大選挙区制から中選挙区制への移行は、共産主義者や女性といった政治的に排除された人々の参入にとって、負の効果をもたらしたと考えられている²⁶。実際に、選挙区は130、定数はたった3から5という改正後の制度の下、その後18回の国政選挙が行われ、女性は投票の約2%を得て、主として野党の候補者として当選した²⁷。

皮肉なことに、歴代の自民党政府が関与してきたことのうち、日本が1980年に女子差別撤廃条約(CEDAW)を批准したことや、1985年に男女雇用機会均等法を改正したことは、1980年代を「女性の時代」とする表現を作り出すこととなった。現に、日本社会党党首の土井たか子のリーダーシップが、1989年参議院議員選挙においてかなりの数の女性を当選させ、女性議員の比率が18%という目覚ましい数値をもたらした。この「マドンナブーム」と名付けられた女性の成功が生み出した楽観にもかかわらず、1990年の衆議院議員選挙ではなお、女性議員の割合は2.34%にとどまった。1994年に至るまで行われた選挙制度改革に関する政治的議論や裏側での交渉は、選挙制度改革が女性の代表にもたらす影響について、何ら真剣な注意を払うことなく、通常のように坦々と進化した。終始、党利党略をめぐる政治によって動かされた結果、1994年の改革により、二大政党制、政策中心の選挙、そして与野党間での筋の通った政権交代を志向して小選挙区比例代表並立制を導入することとなった²⁸。政治ゲームを、「政治的人間」モデルに一致する候補者に特権を与えるような「勝者総取り(winner-takes-all)」の文化へと近づけるべく、中選挙区制は、300の1人区と200(現在は180)の比例区からなる制度へと転換された。実際問題として、多数代表制[小選挙区制]が生み出すものを考慮に入れると、1994年に導入された現行の並立制は、概して女性にとって好ましくないものと考えられてきた²⁹。実際、アジアの地域的な平均が18.7%であるにもかかわらず、日本における女性の代表は、最近、2009年の総選挙後によく10%を上回ったところであり、その後も11.3%と停滞している。

現行制度の下で、日本の女性が持つ選挙機会をよりよく理解するために、以下の節では、その中で闘ってきた女性たちの経験について、概略を簡単に述べてい

く。

IV. 第164回通常国会における女性衆議院議員の見解³⁰

もし、政治的野心が、政治機会に関する認識可能な、あるいは現に存在する構造によって形成されるとするならば、その機会について表明された意見や評価、分析を提示することが、本節で行うべき作業だということになる。これは、第164回通常国会に際して衆議院で選出された45名の女性議員のうち、17名が共有した見解である。設問は、議会や政党の仕組み、選挙制度、女性の政治参加、クォータ制とならんで、日本における女性の地位に関連した多岐にわたる現代的事項を含めた、幅広いものとなった。参加率をできるだけ高いものとするため、聞き取りは日本語のみで行い、秘密は厳格に守ることとした。また、聞き取りは2006年夏の間、主に東京の議員会館で実施した。調査対象の3分の2は比例区で選出された議員であり、残り3分の1は小選挙区からの選出であった。幸運にも、筆者による聞き取り調査の要請に対し、様々な女性議員から承諾があり、自民党、民主党、社民党、共産党、公明党の議員を含んでいる。以下に記す結果は、聞き取りにおける設問2と3に対する回答を扱った予備的分析である。問いは以下の通りである

問2. あなたは比例ブロックと小選挙区に重複立候補しましたか？

問3. あなたは比例ブロックあるいは選挙区において擁立されるのは、どちらが好ましいと思いましたか？それはなぜですか？

1. 個人への委任という理想—重複立候補を方向づける

第一の設問に関しては、17名のうち12名の女性が小選挙区と比例区に重複立候補し、5名のみが、そのいずれか一方から出馬していた。重複立候補をしなかった女性のうち1名は、選挙区のある地元の事柄に十分に意見を言うことができないうと感じたのを理由に、所属する政党からの選挙区での出馬要請を辞退している。自身の所属する地域にとって、不本意な出馬要請を受け入れるよりは、信頼できる代表として、地方の有権者から支持を得ることが重要だと強調し、彼女は比例区から立候補する道を選んだわけである。別の女性が比例区からのみ立候補したのは、衆議院の特定選挙区を代表するよりはむしろ、より広い地域で

政党の見解を代表するために所属政党から選出されたということも考慮してのことであった。また、選挙区からのみ立候補した女性の1人は、党の規則が、比例区からの出馬を、名声の確立していない候補者に優先的に与えていたという理由によるものであった。残りの2名は、党内の方針が重複立候補を妨げているという理由から、比例区からのみ出馬し、政党のカラーを守った。

選挙における自身の競合性や、小選挙区あるいは比例区で議席を得る機会について、女性議員たちがどう考えているのか、その本質をよりよく理解できるような微妙な意味の違いが、この後には続いている。以下に記す知見は、問3に対する女性議員たちの回答に加え、自民、民主、公明、社民の各党幹部1名ずつと直接話をして聞き取った調査の結果を反映したものである。

聞き取りをした女性議員の3分の2が比例区から、3分の1が小選挙区から当選したという事実にもかかわらず、調査対象の女性議員の圧倒的多数、2大政党（自民・民主）に至ってはほとんど全員が、小選挙区のもとで選出される方が一般的に望ましいと述べた。選挙区からの出馬を通して選出される方がより望ましいとした理由は次の通りである。

- 自身の名前や名声のもと、直接人々から委任を受けるという願望
- 選出された地元有権者の声を代表するという願望
- 草の根レベルの問題や感覚と近い距離を保つことへの願望
- 地方の現実に意見を言う発言力の魅力と正統性

すなわち、いったん選出されれば、選出方法は何ら意味を持たないし、さらに信頼を持って国会での責務を果たす能力に、選挙区選出議員と比例区選出議員の違いは何ら影響を与えない。このことが、聞き取り対象の女性議員たちによって、一般に確かめられたわけである。

2. 小選挙区制と現職優位という現実

さらに、聞き取り対象となった女性議員たちは、多くが小選挙区の議席を通して各地域の関心を代表する権限を与えられるという理論的な「理想」を述べたが、実際には、選挙競争を取り巻く理念よりも劣る現実に対して、無批判だったわけではない。聞き取りでは、野党に加えて、二大政党に属する女性議員も、政治家一族出身の二世や三世の候補が優勢であることや、覇

権主義的な現職優位によって議員の交代の可能性がなくなることに言及した。そのような現職優位の選挙区からの出馬に伴う高いリスクや、自身の知名度や名声を上げていくことに伴う課題、高額な選挙運動費、そして、現職の衆議院議員にうまく取って代わろうとする「挑戦者」の能力が限られていることを、彼女たちは見出していた。4つの党〔自民・民主・公明・社民〕に所属する女性議員はすべて、比例区の議席が、自身の名声や業績、知名度を築くため、また、長期的にはよりよく小選挙区に挑戦するための出発点として、国会議員の交代を促す重要な役割を担っているという現実的な評価を下している。彼女たちは、比例区の議席が、国会でその声が反映されるべき若者や女性、主婦層といった経済的資源の少ない候補者に機会を提供する欠かせない窓口として重要であることに言及した。ある議員は、自らの選挙区において女性に対する態度が非常に保守的であるなかでは、地元小選挙区からの立候補の可能性がほとんどないと話していた。彼女は、その地域における女性への態度が大きく進展しない限り、比例区の議席が、国会における委任を勝ち取るにあたって唯一の実行可能な方法であると、プラグマティックな見解を述べた。別の議員は、あらゆる実行可能な方法で自身の知名度を上げるべく、小選挙区と比例区の双方から出馬することが戦略上有利であることを論じている。

3. 選挙における競争と政党への所属

女性議員が異なる政党に属していることからくる違いもまた、明らかである。小政党に所属する議員は、自民・民主の候補が小選挙区では圧倒的多数を占めているという政治的現実を指し示した。それゆえ、比例区での議席獲得が、小政党にとっては候補者の男女を問わず、国会での委任を勝ち取る唯一の方法となっていた。他方で、ある女性議員は、国民の負担を削減し、300ある小選挙区のみを安定したシステムを確保するべく、比例区の180議席を撤廃すべきであると論じた。さらに別の議員は、地元の関心を反映する候補が複数選出されうることを鑑みて、現行制度と比較して中選挙区制の長所を述べている。民主党の幹部は、選挙戦全体で党が勝利することを確実にするために、小選挙区制で議席をとることが戦略上重要であると言及した。そして最後に、公明党は、どちらか一方のみで候補者が選挙戦に臨む、党の方針を説明している。この方針は、それぞれの代表形態（小選挙区にせよ、比例区にせよ）が価値を持ち、それぞれに尊重されるべきであるという、党の信念からくるものである。公明党、民主党出身の回答者は共に、選ぶ側から見れば、ある

候補が地方区で落選後、比例区で復活当選した場合、選挙区から出馬して議員となることの価値が損なわれてしまうことを提起している。共産党に所属する回答者は、小選挙区が、国民各層の声を適切に代表することを確保するのではなく、自らの政治的覇権を維持しようとする二大政党にとって好都合なものになっているとして、これを批判した。小選挙区においては1人だけが選出されることを考えると、当選した候補を支持しなかった人々は国会で彼らの声が代表されるのを見ることができず、比例代表の方が、国民の多様な意見を明らかにするのにより適合している、と彼女は述べている。

V. 予備的知見

以上の結果から、いくつかの教訓を引き出すことができる。以下では、女性に関する政治学的研究と政治との対話と、女性衆議院議員への聞き取り調査における2つの質問に対する回答から得られたいくつかの予備的な知見について見ていくこととする。日本における女性と政治の特異性を指摘している見解もあれば、より一般的なことに焦点を当てたり、さらなる調査や注目を招くような研究の特定の領域を示したりする見解もある。

第一に、重複立候補は、女性の選挙機会にとって興味深い突破口を提供しており、政党によっても多様な形で用いられている。理論的には、小選挙区制を通して選挙区から当選することを好むにもかかわらず、いったん当選すると、比例区選出の議員も選挙区選出の議員も、衆議院において議員としての責務を果たそうとする両者の信頼性と能力は同等なものと思なされたことは注目に値する。選挙制度研究におけるいくつかの研究結果に対して、このことは、並立制が、選挙区から選ばれた議員は政党の比例名簿を通して選ばれた議員に比べ、より多くの信頼性と名声を保持するような序列を議員間に生み出すという神話に異議を申し立てるものである³¹。女性の選挙機会における並立制の影響を考える際、重複立候補は、個人の競争上の優位性に関する戦略的な計算に単純には還元されないかもしれない。実際に、聞き取り調査に応じたうちのかなりの数の女性が、様々な道徳的な判断から、重複立候補の可能性を拒否している。共産党は、全有権者の公正な代表への道徳的な責任を示し、だから比例区に候補者を擁立することを好むのだと述べた。経験の少ない候補のための一つの積極的正措置として理解されるものとして、自民党は、とりわけ小選挙区にて代表を務める現職のベテラン議員が重複立候補すること

を認めないことで、より若く、経験の少ない新人候補を優先的に名簿の上位に載せるという党内ルールを採用していた。この部分に関し、公明党は、小選挙区制と比例制に結びついた「代表委任」(representational mandate)の観点から、それぞれの制度の貢献を尊重するもっともよい手段として、重複立候補を行うことを控えていた。個人のレベルでは、ある回答者は、地方の支持で選挙に出ていることに対する彼女自身の個人的な責任を考えると、自身が地方での支持を得ることができない不適切な出馬として、小選挙区からの立候補を辞退した。

第二に、2011年においては、女性の特異性が、選挙においては不利なものにも有利なものにもなりうるというジェンダーの流動性がある。2005年総選挙で44人の女性が当選した(45番目の女性が、その後の補欠選挙にて選ばれている)というのは、衆議院の女性議員にとって史上最高記録であり、非常に象徴的な性差の利用の仕方であった。民主党候補を打ち破り、郵政民営化に反対する党内の派閥を黙らせるべく、強引な選挙運動を動員するため、当時の小泉首相は、注目度の高い(主として)女性候補の一団を「配備した」と言われている。彼女たちは、直ちに「刺客候補」(assassin candidates, lipstick ninjas)と呼ばれるようになった³²。これらのうちの何人かは、本研究に照らして聞き取り調査を行った議員である。政党のエリートが、本来的には必ず伝統的な男性候補を好むだろうことを想定する「政治的人間」モデルの洞察を否定しつつ、小泉が求めたのは、実際に、勝算のある選挙区に擁立され、「比例代表枠」のトップに指名された女性候補の認識された力であった。増加する女性候補やより若い候補に賭けることは、事実、多くの人の支持を得ただろう。小泉の女性候補の擁立は、自民党と、男女平等や若い人を受け入れる姿勢といったような、新鮮で漸進的な価値とを結び付けるという、非常に象徴的なメッセージを生み、衆議院において過半数を大きく上回る議席を自民党にもたらした。彼らの普遍性を前提とする反平等主義的な仮定を強めないために、女性と政治を扱う研究は、このような重要な事例に注意を払わなければならない。こうした事例は、性差の流動性に加え、とりわけ、競争に際して女性の強みを妨げ、あるいはそれを引き立たせようとして、政党エリートや候補者自身が用いる議論のある方法をも、際立たせるのである。

第三に、我々は、政治家の二世や三世にあたる娘の進出と成功に注目し、さらなる研究を進めなければならない。日本の政治システムにおいて、「世襲」議員の割合が高いことを踏まえると、人口の変化や世帯の小規模化、相変わらず低い出生率は、2つの保守的傾

向の間での対立を強いることで、勝算のある選挙区からの出馬に関する男性の独占に対してプレッシャーをかけるものとして理解されうる。2つの保守的傾向とは、すなわち、その地域での知名度を保とうとする一族の願望と、家庭内に女性の場所を保持することを目指す家父長的な態度である。強みとしてでも弱みとしてでもなく、政治家一族出身の娘が出ることは、個人的ネットワークや一家の名声、そして知名度に依存し、またそれらを動員するような、社会的あるいは地域的な歴史や権力闘争というより広い文脈の中に位置付けられなければならない。最近では、この責任が一任される子の性別にかかわらず、世襲や政治家一族は、その将来を確実にすることを選んでいく。

第四に、グローバル化の時代にあって、かつG8としての台頭を考えると、日本の政治システムを研究するには、国境を越えたフェミニストの動員の影響と同様に、全般的な地政学的文脈にも注意することが有益である。日本の有名なことわざの一つに、「出る杭は打たれる」というのがある。G8やOECD諸国の中での立場を考慮すると、女性の政治代表という領域での日本の散々な実績は、国際社会からかなり注目されてきた。1995年に北京行動綱領の採択に日本が参加したことは、結果として、1999年の男女共同参画社会基本法の制定へと導いた。小泉首相の後押しもあって、猪口大臣のリーダーシップの下、内閣府男女共同参画局はポジティブ・アクションの方策に関する調査を開始した。そして、2020年までには指導的地位における女性比率30%を達成するという公約につながる³³。しかし、擁立する候補者についての正式な目標は、依然として設けられなくてはならない。

第五に、日本における党指導部の高度な入れ替えと組み合わせた特別措置は、女性代表の増加にとって特有の障壁を生み出す。比例名簿の上位4人の候補を女性にした小泉首相の意思はまた、現代の先進国といえれば男女平等を連想する国際的なプレッシャーの文脈においてもとらえられよう。短期的で重要な利得は、女性の存在を増やそうとする小泉首相の一度限りの個人的な関与が、そもそもジェンダー・バランスのとれた結果を生じさせるようには設計されていないという選挙制度の弱点を明らかにしたことである。小泉首相は、一連の2回の選挙に向けて、比例名簿の上位を提供すると約束することで、いわゆる「刺客候補」を引き込んだが（筆者によるインタビュー 2006）、彼が政界を離れたことで、実際には空約束となった。「君主の善意」に依拠した平等を探索する措置は、次の二つの理由のために頼りにならない。君主の意志がしばしば変わるといふことと、とりわけ、日本においては君主自体もしばしば変わるといふことである。日本において総理

大臣が頻繁に交代することは、女性候補者にとって特に問題である。党の上層部から中長期的な支援が得られる明確な保障のない限り、日本の政党システムがもつこの弱点は、高い専門性を備えた女性に政治へ出ることを思いとどませがちである。党首の思い付きに沿って即席で作った積極的是正措置よりは、形式的なジェンダー・クォータが党内で実施され、あるいはすべての党に対してジェンダー上のバランスを確立する立法的クォータが施行されることが、女性代表を堅実に増やしていくためには、唯一確実な方法なのである。

最後に、野党による政治的に勇気ある行動は、一度政権を作り上げてしまうと、なくなってしまうことが多い。民主党は確かに、ジェンダー平等を目指してもっとも革新的なコミットメントをいくつかおこなったことに、誇りを持っていた。だが、2009年の画期的勝利にもかかわらず、鳩山、管議員を首班とする民主党政権は、男女平等をもとめる基本中の基本を実現するだけの政治的勇気を欠いてきた³⁴。自民党に似て、鳩山・管政権も、保守層、特に連立相手であった亀井議員率いる国民新党の声に、重きを置いてきたのである³⁵。女性代表という点に鑑みれば1998年という早い時期に、民主党は、国政選挙や地方選挙に向けて、比例議席における50%の党内クォータを女性に対して設定した。2010年に国会における女性議員の比率を15%まで引き上げることを期待してのことであった³⁶。2006年、この党内クォータ比率は30%にまで緩められた。2009年の衆院選にあつて、この比率は、尊重されていないようである。政権を作ろうとする意思があり、女性候補者にとって重要な政治機会の突破口であるにもかかわらず、である。現に、民主党の劇的勝利は、306ある議席のうち37議席（8%）の女性議員しか生まず、衆院全体に占める女性の割合は、2010年に15%、という数値を達成しなかった。民主党の勝利は、女性代表の比率を、全体としてわずかに2%しか押し上げなかったのである。〔ただ〕同時に、党が中核に掲げる政党文化と政治哲学とに関連して、民主党は、それまで自民党がおこなってきたもの以上に著しく広い、女性に対する政治の開放も示した³⁷。

VI. 日本の次なる段階：女性代表拡大のための国際的モデル

選挙制度を構成するルールは、一国の歴史を反映した法的枠組みとして、また選挙における取り組みとして、一社会の持つ文化と相互作用の関係にある。また、それは、女性の競合性や政治的能力、選挙における当選可能性について、草の根の有権者とエリートの認識

を形作るものである。ある選挙制度が、政党エリートの持つ文化的なバイアスを悪化させ、そのために女性の選出を制限することもあれば、競争の場を男性と水平なものにして女性の政治的野心を育み、選挙で成功する機会として役立つこともある。日本における女性の政治代表が、選挙政治に関与することを制限する社会経済的現実や伝統的な性別役割の社会化による影響を無視することはできない。だが、潜在的な野心は、それを実現できるような特定の機会構造のなかで初めて形となってあらわれることを、認識しておく必要がある³⁸。ジェンダー・バランスのとれたガヴァナンスを、偶然にではなく意図的に実現するために、日本政府と政党の前には、多彩な戦術が用意されている。

リーダーシップや意思決定といった非伝統的な役割における女性の肯定的イメージを広げるべく、メディアや啓発活動を活用することは、一つの有効な方法である。オランダ政府は、女性の推薦（自薦）や政党の協力といった機会に影響する性別に基づいた偏見に対抗するにあたり、この方法から恩恵を得てきた³⁹。また、政党は、これまで個人的な支援ネットワークや十分な経済的資源にあまり恵まれなかった集団（女性、若年の候補、主婦層）から出る名声の確立していない候補者の立候補を支援するために、党内クォータや規則を採用することもできよう。選挙というゲームに参加している「いつもの疑わしい者」について、より体系的な変化を実現し、政党によるより平等な政党の実践を促すために、ジェンダー・バランスのとれた立候補を後押しする立法規則が、小選挙区制には特に適切である。全体の選挙結果を規定することは難しいことを考えれば、選挙法の条文や差別を禁止する立法を通して、立候補に関する最低限の基準（両性の30、40あるいは50%）を設定しておくことは、男女双方の候補者にとって平等な選挙機会を確保するための重要な道具となる。英国における（選挙への立候補に関しての）性差別禁止法（2002年）⁴⁰と、韓国の選挙法（2004年）（小選挙区に関連する措置）⁴¹は、各党内でエリートレベルのバイアスに対抗することで、女性の平等な機会を促進するために、法がどう用いられうるかを示した2つの例である。草の根レベルでは、すべてのイデオロギー的立場において（保守系、宗教系、国民主義者、リベラル、共産主義者）女性の候補者数が増え、女性の政治的野心が期待され支持されることが可能な環境が増えることが、副次的効果として起こる。

小選挙区と異なる選出の機会を与えることで、比例名簿は、機会の平等のみならず、投票結果の平等についても、特有の設定を与えてくれる。コスタリカの経験は、この点に関して急速な進展を見せた顕著な例であり、得るところが多い。1988年の動員、1992年の

法定クォータ案、これを斥ける1993年の選挙法廷決定の後、1996年には40%の強制的クォータ（両性とも）が、うまく選挙法へと導入された。その結果、1997年初旬に15.8%（25位）だったものが、2002年には31.6%（7位）、2007年には38.6%（3位）となり、コスタリカは国際的に実績を倍増させた。1999年には選挙法廷が、二重クォータを保障するという選挙法の解釈を決定した。これで40%クォータは、比例名簿上の出馬機会全体に加えて、当選可能な名簿上位にある男性・女性候補者の配置にまで適用されることになる⁴²。おおよそ2回の選挙のうちに、女性代表の割合は急上昇し、コスタリカは、伝統的には北欧諸国によって、そして近年はルワンダによって占められてきた上位5カ国の位置へ、ラテンアメリカから唯一食い込む国になったのである。

ヨーロッパにおいてはオランダ、ベルギー、スペイン、アンドラの間で、アフリカでは南アフリカ共和国とモザンビークとの間で、そしてラテンアメリカにあってはアルゼンチンとキューバとの間で、女性代表をめぐって激しく火花の散る競争がなされ、女性代表に関して前進がみられたため、上位15の位置にある国では、下院で少なくとも35%の比率を実現するよう要求されている。アジアにおいては、バングラデシュ（小選挙区制）が13%、インドネシア（比例代表制）が33%のクォータ制を採用し、韓国（並立制）は比例議席において50%の強制的クォータを、小選挙区議席においては30%の勧告的クォータを採用している。日本の小選挙区比例代表並立制が特有な選出の機会を提供しているという点から考えるなら、日本の政治的エリートは、ここまで述べてきた制度的戦略を結集させ、日本を同様に、国会における女性の代表の上位15カ国となるような、アジアの主導的国家とするために非常に好都合な位置にあるといえよう。

VII. 結論

日本においても、他と同様、明白な政治的意思に支持された男女平等への関与や、いかなる形式的積極的是正措置（不履行に際して制裁が伴わない、あるいは伴う法に基づく政党）でも、現代の代表に関する民主的な機構の基礎として、ジェンダー・バランスのとれた自治を創造するためには、必要不可欠である。それぞれが、平等主義的な態度を育成し、エリートの文化的なバイアスや女性の競争性が弱いという前提に異議を申し立て、そして、すべてのレベルの自治に、数の面でも男性と同等に参加する女性の民主的な自由に対する容認を促進しようと力を注いでいる。2011年の

日本では、性別役割と女性に対する文化的態度が、日本の並立（混合）制により規定された選出のルート的一方もしくは両方の下で、女性の自薦傾向も、女性に選挙機会を提供しようとする政党の意志も、どちらも制限している。2005年の小泉首相のパフォーマンスは、政治的人間モデルと結び付けられる伝統的な障壁が、議会における女性の存在を増やそうとすることへの、エリート主導の広く支持された努力によって克服されうること示唆している。しかしながら、男性の機会を確保するための歴史的な自民党議席の監視も、小泉首相による女性候補への突然の開放も、国会における平等な女性代表を制限することに関して、党内での非公式な舞台裏交渉が、決定的な影響力を持つことを示唆している。

これまでのところ、（自民党であれ、民主党であれ、）政権が交代したところで、男女平等をもとめる諸政策や女性の政治代表を増やす形式上の措置を採択することに日本が失敗するのは、今後も続くように思われる。保守派に属するマイノリティがとりわけけずけと唱えるジェンダー・バイアスは、それ自身、ジェンダー平等の恩恵を危険にさらすだけの勇気やコミットメントを欠いた政治階級の存在と相まって、a) 政策上の改革と、b) ジェンダー的に平等である選挙チームへの積極的な対抗がはっきりと表れている。そのため、こうしたジェンダー・バイアスの与える影響は、有権者の間になお残るであろう受動的なバイアスよりも、はるかに性質が悪い。現在の性別による序列の象徴的な力は、国民的な議論や文化的態度、近代デモクラシー諸国における選挙ゲームの制度的なルールの中で、実質的に有効な要素として続いていく。日本においても、他と同じように、女性の居場所が家庭にも議会にも、両方にありうるというかどうかという問いが、大衆にもエリートにも、影響を与え続けるだろう。世界中の多くの国々において、今なお議論されているけれども、その問いに対する近代民主主義的な回答は、当然にイエスである。

※調査を行うにあたり、当時、ジェンダー法・政策研究センター長であった辻村みよ子教授（現東北大学グローバルCOE拠点リーダー）、ならびに川人貞史（現東京大学）にお礼を申し上げたい。お二人の協力がなければ、女性衆議院議員への聞き取り調査はおそらく不可能であった。また、Caroline Andrew教授、Linda Cardinal教授、Junichiro Koji氏（オタワ大学）から、本プロジェクトの準備段階で支援をいただいたことに対して感謝を申し上げたい。日本学術振興会にもお礼を申し上げる。

註

- 1 特に新共和主義論（Philip Pettit 1999）による「非支配としての自由（Liberty as non-domination）」、また、フェミニズム論（Iris Young 1990）による「自己決定（self-determination）」のニュアンスを表すために「政府（government）」と区別される。
- 2 Dahlerup 2002, 2003, 2004; Lovenduski 2005; Marques-Pereira 2003; Mansbridge 1999; Norris 1993, 2004; Norris and Lovenduski 1989, 1995; Philips 1995, 1998; Rule 1981, 1987; Siim 2000; Squires 1996; Williams 1998; Young 1990, 1997, 2000を参照。
- 3 本稿は、インターナショナルIDEAによる選挙制度分類に基づいている。それによれば、日本の選挙制度は「並立（混合）制」ということになる。
- 4 グローバル・ジェンダー・ギャップは、人間開発指数を用いたジェンダー不平等指標とは別物であり、ある一国におけるジェンダー格差の広がりや大きさを測るものである。
- 5 Global Gender Gap Report 2010: 9.
- 6 列国議会同盟（IPU）ウェブサイト参照。www.ipu.org.
- 7 Global Database of Women's Quotasウェブサイト参照。www.quotaproject.org.
- 8 *Inter-parliamentary Union Meeting of Women Parliamentarians* におけるPippa Norrisの報告“Beyond Beijing: Towards Gender Equality in Politics”を参照。2005年3月3日、ニューヨークにおいて開催。http://www.ipu.org/splz-e/csw49/report.pdf. 著者も出席した。
- 9 Pippa Norris and Joni Lovenduski (1995), *Political Recruitment: Gender, Race, and Class in the British Parliament*, Cambridge: Cambridge University Press, p. 144を参照。
- 10 Sachiko Kaneko (1995), “The Struggle for Legal Rights and Reforms: A Historical Review”, Kumiko Fujimura-Fanselow and Atsuko Kameda (eds.), *Japanese Women: New Feminist Perspectives on the Past, Present, and Future*, New York, The Feminist Press, pp. 4-6.
- 11 Kaneko 1995: 7 (English translation); 鈴木裕子（編・解説）『日本女性運動資料集成（第1巻 政治・思想I）』（1996年、不二出版、759-760頁）を参照。
- 12 Kaneko 1995: 10.
- 13 Miyoko Tsujimura (2001), “Women's Rights in Law and Praxis: The Significance of Three Statistics from Politics, the Household, and Labor”, in Yoichi Higuchi (ed.), *Five Decades of Constitutionalism in Japanese Society*, Tokyo: The University of Tokyo Press, p. 156.
- 14 “The Third LD: Voter Without Second lowest at less than 62.5%”, *Japan Policy and Politics*, 2000年7月3日, http://www.findarticles.com/p/articles/mi_moXPQ/is_2000_July_3/ai_63141753を参照。2007年2月20日閲覧。
- 15 Masumi Arichi (1999), “Is it Radical? Women's right to keep their own surnames after marriage”, *Women's Studies International Forum*, 22 を参照。Ki-Young Shin (2004), “Fufubessei Movement in Japan: Thinking About Women's Movement and Subjectivity”, *Frontiers of Gender Studies*, September, 2, 2004: 107-114も参照のこと。

- 16 Mami Nakano (1996), "The Equal Employment Opportunity Law", in AMPO-Japan Asia Quarterly Review (ed.), *Voices from the Japanese Women's Movement*, New York: M.E Sharpeを参照。
- 17 Tanaka 1995を参照。
- 18 Tsujimura 2001: 164.
- 19 Tokuko Ogai (2001), "Japanese Women and Political Institutions: Why are Women Politically Unrepresented?", *PS: Political Science and Politics*, 34-2, June 2001, p. 207.
- 20 David Powers (2000), "Japanese Politics: a family affair", 2000年7月21日付BBCニュースを参照。2007年2月10日閲覧。
- 21 Pippa Norris and Joni Lovenduski (1989), "Women Candidates for Parliament: Transforming the Agenda?", *British Journal of Political Science*, 21: 4.
- 22 Jerome Black and Lynda Ericsson (2000), "Similarity, Compensation, or Difference? A Comparison of Female and Male Office-Seekers", *Women and Politics*, 21: 4.
- 23 Ogai 2001: 207
- 24 Gerald Curtis (2004), "Japanese Political Parties: Ideals and Realities", Research Institute of Economy, Trade, and Industry (RIETI) Discussion Paper Series 04-E-005, <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04e005.pdf> p. 5.
- 25 Ogai 2001: 207.
- 26 Ogai 2001: 207. Ogaiが引用しているSoma 1986も参照のこと。
- 27 Ogai 2001: 207. Masako Aiuchi (2000), "How Women Won or Lost in Japanese Lower House Election: Case Studies of Women Candidates Who Ran as Challengers", PS Online, www.aspanet.org. も併せて参照のこと。
- 28 Takayuki Sakamoto (1999), "Explaining Electoral Reform: Japan versus Italy and New Zealand", *Party Politics*, 5-4, p. 423.
- 29 Ray Christensen and Brian Dowdle (2005), "Une représentation moussée par l'élite plutôt que par le mouvement des femmes", in (ed) Manon Tremblay, *Femmes et Parlements: un regard international*, Montreal: Remue-Ménage, p. 360; Darcy Bob (1996) "Women in the 1946 and 1993 Japanese House of Representatives Elections: the role of the election system", *Journal of North Asian Studies* 15:1. も参照のこと。
- 30 筆者は、本研究に参加下さった女性議員の人びと（ならびにそのスタッフ）に非常に多くを負っている。提供頂いたあらゆる知見は、貴重な時間を割き、筆者を信頼し、聞き取り調査に対して正直で思慮深い見解を寄せてくれた彼女たちの誠意と率直さなしには不可能であったということ、ここで述べずにはおられない。
- 31 重複立候補に関する詳細な知見については、MASSICOTTE, Louis (2004), "In Search of a Compensatory Mixed Electoral System for Quebec: Working Document", Quebec: Government of Quebec, www.institutions-democratiques.gouv.qc.ca/publications/mode_scrutin_rapport_en.pdf, Chapter 10 (71-78), accessed 4 January 2011 を参照。
- 32 Sean Curtin (2005), "Female 'Ninjas' steal Koizumi's Limelight", Asia Times Online, 2005年9月23日付を参照。Anthony Faiola, "In Japan, the Lipstick Ninjas Get Out the Vote", *Washington Post Foreign Service*, 2005年9月3日 (土), A28頁も参照。
- 33 *Response to the Questionnaire to Governments on Implementation of the Beijing Platform for Action (1995) and the Outcome of the Twenty-Third Special Session of the General Assembly (2000)*, (内閣府男女共同参画局ウェブサイト) Gender Equality Office of the Cabinet, http://www.gender.go.jp/english_contents/index_html, p.3.
- 34 夫婦別姓を認める家族法改正への広範な支持や、連立相手であった社民党の支持にも関わらず、民主党は夫婦別姓にまつわる法改正を未だ採用していない。2001年調査を参照。
- 35 Japan Today (2010), "Japan split over maiden names, foreign suffrage", Japan Today 9 July 2010, www.japantoday.com/category/politics/view/japan-split-over-maiden-names-and-foreign-suffrage, accessed 15 September 2010.
- 36 Japan Times Online (1998), "DPJ seeks to use gender-based quotas in fielding candidates", Japan Times Online, <http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn19980126a2.html>, accessed 5 January 2011.
- 37 筆者による聞き取り調査。Emma Dalton (2008), "A Masculinised Party Culture: Obstacles Facing Women in Japan's Liberal Democratic Party", Paper presented to the 17th Biennial Conference of the Asian Studies Association of Australia, Melbourne 1-3 July 2008 も参照。
- 38 Schlesinger cited in Norris and Lovenduski 1995: 21.
- 39 北京行動綱領（1995-2000年）の履行に際してオランダ政府が実施した政策に関する報告書を参照。Section II.5, www.un.org/womenwatch/daw/follow-up/responses/netherlands.pdf.
- 40 *Sex Discrimination (Election Candidates) ACT* 2002 on 26 Feb. 2002, *Sex Discrimination (Election Candidates) Bill*, 22 Nov. 2001, House of Lord, Session 2001-03, Third Report.
- 41 Kyung ock Chun (2004), "Gender Politics and Political Participation of Women in Korea", The Tohoku University 21st Century COE Program, *Gender Law and Policy Annual Review*, 2を参照。
- 42 Global Database of Women's Quotas ウェブサイトを参照。 www.quotaproject.org/displayCountry.cfm?CountryCode=CR.

参考文献

- ARICHI, Masumi (1999) "Is it Radical? Women's right to keep their own surnames after marriage," in *Women's Studies International Forum* 22: 411-415.
- AUICHI, Masako (2000) "How Women Won or Lost in the Japanese Lower House Election: Case Studies of Women Candidates Who Ran as Challengers," PS Online, www.aspanet.org, accessed 5 February 2007.
- BLACK, Jerome and Lynda ERICKSON (2000) *Similarity, Compensation, or Difference? A Comparison of Female and Male Office-Seekers, Women and Politics*, 21:4: 1-38.
- CHRISTENSEN, Ray and Brian DOWDLE (2005) "Une représentation moussée par l'élite plutôt que par le mouvement des femmes," in Manon Tremblay (ed.) *Femmes et parlements : un regard international*, Montréal : Remue-Ménage, 351-368.
- CHUN, Kyung ock (2004) "Gender Politics and Political Participation of Women in Korea," The Tohoku University 21st

- Century COE Program, *Gender Law and Policy Annual Review*, 2: 93-109.
- CURTIN, Sean (2005) Female 'ninjas' steal Koizumi's limelight, *Asia Times Online*, 23 September 2005, www.atimes.com/atimes/Japan/GI23Dh02.html, accessed 18 November 2006.
- CURTIS, Gerald (2004) "Japanese Political Parties: Ideals and Realities," Research Institute of Economy, Trade and Industry Discussion (RIETI) Paper Series 04-E-005, <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04e005.pdf>, accessed 5 September 2006.
- DAHLERUP, Drude (2004) "Quotas are Changing the History of Women," in *The Implementation of Quotas: African Experiences. Quota Report Series No 3*, Stockholm: International IDEA: 16-20.
- DAHLERUP, Drude (2003) "Comparative Studies of Electoral Gender Quotas," in *The Implementation of Quotas: Latin American Experiences. Workshop Report*, Stockholm: International IDEA: 10-19.
- DAHLERUP, Drude (2002) "Quotas—A Jump to Equality? The Need for International Comparisons of the Use of Electoral Quotas to Obtain Equal Political Citizenship for Women," in *The Implementation of Quotas: Asian Experiences. Quota Workshops Report Series*, Stockholm: International IDEA: 10-18.
- DALTON, Emma (2008) "A Masculinised Party Culture: Obstacles Facing Women in Japan's Liberal Democratic Party," Paper presented to the 17th Biennial Conference of the Asian Studies Association of Australia, Melbourne 1-3 July 2008, <http://arts.monash.edu.au/mai/asaa/emmadalton.pdf>, accessed 5 January 2011.
- DARY, Bob (1996) "Women in the 1946 and 1993 Japanese House of Representatives elections: the role of the election system," in *Journal of Northeast Asian Studies* 15:1: 3-19.
- Dutch Government Report to the United Nations, Beijing Platform for Action (1995-2000), Section II.5, www.un.org/womenwatch/daw/followup/responses/netherlands.pdf, accessed 10 October 2006.
- FAIOLA, Anthony "In Japan, the Lipstick Ninjas Get Out the Vote: Koizumi Fields Women in Upcoming Elections in Bid to Transform Ruling Party," in *Washington Post Foreign Service*, Saturday, September 3, 2005; Page A28, www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/09/02/AR2005090202249.html
- International IDEA and University of Stockholm, "Quota Project: Global Database of Quotas for Women," International IDEA, Stockholm, www.quotaproject.org.
- International IDEA (2005) *Electoral System Design: A New International IDEA Handbook*, Stockholm: International IDEA.
- International IDEA (2004) *The Implementation of Quotas: African Experiences. Quota Report Series No 3*, Stockholm: International IDEA: 16-20.
- International IDEA (2003) *The Implementation of Quotas: Latin American Experiences. Workshop Report*, Stockholm: International IDEA: 10-19.
- International IDEA (2002) *The Implementation of Quotas: Asian Experiences. Quota Workshops Report Series*, Stockholm: International IDEA: 10-18.
- Inter-Parliamentary Union, "Women in National Parliaments: World Classification," Geneva, www.ipu.org/wmn-e/classif.htm.
- Inter-Parliamentary Union (1997) *Democracy Still in the Making: Men and Women in Politics*, Geneva: Inter-Parliamentary Union.
- IWAI, Tomoaki (1993) "The Madonna Boom: Women in the Japanese Diet," *Journal of Japanese Studies*, 19:1: 103-120.
- IWAMOTO, Misako (2000) "The Madonna Boom: The Progress of Japanese Women into Politics in the 1980s," *PS Online*, www.apsanet.org, 28 February 2007.
- IWAO, Sumiko (1993) *The Japanese Woman: Traditional Image and Changing Reality*, Toronto: The Free Press.
- Japan Times Online (1998) "DPJ seeks to use gender-based quotas in fielding candidates," Japan Times Online, <http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/nn19980126a2.html>, accessed 5 January 2011.
- Japan Today (2010) "Japan split over maiden names, foreign suffrage," Japan Today 9 July 2010, www.japantoday.com/category/politics/view/japan-split-over-maiden-names-and-foreign-suffrage, accessed 15 September 2010.
- Japanese Response to the Questionnaire to Governments on Implementation of the Beijing Platform for Action (1995) and the Outcome of the Twenty-Third Special Session of the General Assembly (2000)*, Gender Equality Office of the Cabinet, www.gender.go.jp/english_contents/index.html, accessed 16 February 2007.
- KANEKO, Sachiko (1995) "The Struggle for Legal Rights and Reforms: A Historical View," in Kumiko, Fujimura-Fanselow and Atsuko Kameda (eds.) *Japanese Women: New Feminist Perspectives on the Past, Present, and Future*, New York: The Feminist Press, 3-14.
- Kyodo News International (2000) "3rd LD: Voter Turnout 2nd lowest at less than 62.5%, Japan Policy and Politics," 3 July 2000, http://findarticles.com/p/articles/mi_m0XPQ/is_2000_July_3/ai_63141753, accessed 20 February 2007.
- LAM, Alice (1993) "Equal employment opportunities for Japanese women: changing company practice," in *Japanese Women Working*, London: Routledge
- LOVENDUSKI, Joni (2005) *State Feminism and the Political Representation of Women*, Cambridge: Cambridge University Press.
- MANSBRIDGE, Jane (1999) "Should Blacks Represent Blacks and Women Represent Women? A Contingent 'Yes'," in *Journal of Politics*, 61: 3: 628-657.
- MARQUES-PEREIRA, Bérengère (2003) *La citoyenneté politique des femmes*, Paris: Armand Colin.
- MASSICOTTE, Louis (2004) "In Search of a Compensatory Mixed Electoral System for Quebec: Working Document," Quebec: Government of Quebec, www.institutions-democratiques.gouv.qc.ca/publications/mode_scrutin_rapport_en.pdf, accessed 4 January 2011.
- Naikakufu (Cabinet Office, Government of Japan) (2001) 選 挙 的

- 夫婦別氏制度に関する世論調査 www8.cao.go.jp/survey/h13/fuufu/.
- NAKANO, Mami (1996) "The Equal Employment Opportunity Law," AMPO-Japan Asia Quarterly Review (ed.) *Voices from the Japanese Women's Movement*, New York: M.E. Sharpe, 65-81.
- NORRIS, Pippa (2005) Presentation, *Inter-Parliamentary Union Meeting of Women Parliamentarians*, "Beyond Beijing: Towards Gender Equality in Politics," 3 March 2005, New York, www.ipu.org/splz-e/csw49/report.pdf, accessed 20 January 2007.
- NORRIS, Pippa (2004) *Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior*, Cambridge: Cambridge University Press.
- NORRIS, Pippa (1993) 'Conclusion: Comparing Legislative Recruitment', in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds.) *Gender and Party Politics*, London: Sage.
- NORRIS, Pippa and Joni Lovenduski (1995) *Political Recruitment: Gender, Race and Class in the British Parliament*, Cambridge: Cambridge University Press.
- NORRIS, Pippa and Joni Lovenduski (1989) "Women Candidates for Parliament: Transforming the Agenda?," in *British Journal of Political Science*, 19: 1: 106-115.
- OGAI, Tokuko (2001) "Japanese Women and Political Institutions: Why are Women Politically Unrepresented?," in *PS: Political Science and Politics*, 34: 2: 207-210.
- PETTIT, Philip (1999) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford: Oxford University Press.
- PHILLIPS, Anne (1995) *The Politics of Presence*, Oxford: Clarendon Press.
- POWERS, David (2000) "Japanese politics: a family affair," BBC News, 21 June 2000, accessed 10 February 2007.
- "Report on the policies carried out by the Dutch government in order to implement the Beijing Platform for Action (1995-2000)," Section II.5, www.un.org/womenwatch/daw/followup/responses/netherlands.pdf, accessed 20 February 2007.
- RULE, Wilma (1987) "Electoral Systems, Contextual factors and Women's Opportunity for Election to Parliament in Twenty-Three Democracies," in *Western Political Quarterly*, 50: 3: 477-98.
- RULE, Wilma (1981) "Why Women Don't Run: The Critical Contextual Factors in Women's Legislative Recruitment," in *Western Political Quarterly*, 34: 60-77.
- SAKAMOTO, Takayuki (1999) "Explaining Electoral Reform: Japan versus Italy and New Zealand," in *Party Politics*, 5:4:419-438.
- Sex Discrimination (Election Candidates) Act 2002*, 26 February 2002, *Sex Discrimination (Election Candidates) Bill*, 22 November 2001, House of Lord, Session 2001-01.3rd, Report.
- SHIN, Ki-young (2004) "Fufubessei Movement in Japan: Thinking About Women's Movement and Subjectivity," in *Frontiers of Gender Studies*, September, 2:107-114.
- SIIM, Birte (2000) *Gender and Citizenship*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 鈴木裕子 (編・解説) 『日本女性運動資料集成 (第1巻 政治・思想I)』 (1996年、不二出版、759-760頁) を参照。
- TANAKA, Kazuko (1995) "The New Feminist Movement in Japan, 1970-1990," in Kumiko Fujimura-Fanselow and Atsuko Kameda (eds.) *Japanese Women: New Feminist Perspectives on the Past, Present, and Future*, New York: The Feminist Press.
- TSUJIMURA, Miyoko (2001) "Women's Rights in Law and Praxis: The Significance of Three Statistics from Politics, the Household, and Labor," in Yoichi Higuchi (ed) *Five Decades of Constitutionalism in Japanese Society*, Tokyo: University of Tokyo Press, 155-170.
- United Nations Development Program (2010) *Human Development Report 2010*, United Nations Development Program, http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2010_EN_Complete_reprint.pdf, accessed 11 January 2011.
- VOET, Rian (1998) *Feminism and Citizenship*, London: Sage.
- WILLIAMS, Melissa (1989) *Voice, Trust, and Memory: Marginalized Groups and the Failings of Liberal Representation*, Princeton: Princeton University Press.
- World Economic Forum (2010) *Global Gender Gap Report 2010*, www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2010.pdf, accessed January 11, 2011.
- YOUNG, Iris Marion (1994) "Gender as Seriality: Thinking about Women as a Social Collective," in *Signs*, 19:3: 713-738.
- YOUNG, Iris Marion (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton: Princeton University Press.
- YOUNG, Iris Marion (1989) "Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship," in *Ethics*, 99:2: 250-274.